

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度第1回所沢市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	平成30年7月19日(木)午後1時30分～2時30分		
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室		
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
説明者の職・氏名			
報告事項			
議 題	1. 平成29年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について・非公開 2. その他・非公開 (1) 所沢市国民健康保険出産費資金貸付制度について (2) その他		
会 議 資 料	資料1 平成29年度 所沢市国民健康保険特別会計決算(案) 資料2 国民健康保険特別会計収支状況 資料3 国民健康保険 被保険者数(年間平均)・保険給付費 ・国民健康保険税の推移 資料4 所沢市国民健康保険出産費資金貸付制度について		
担当部課名等	健康推進部長	青木 千明	保健センター長 須田 浩美
	健康推進部次長	北田 裕司	国民健康保険課長 森田 英明
	国民健康保険課主幹	深谷 康博	国民健康保険課主査 石川 純也
	国民健康保険課主査	藤井 優子	国民健康保険課主査 石山 大
	国民健康保険課主査	藤澤 祐介	国民健康保険課主任 重田 翼
	国民健康保険課主任	今井 江美	
	収税課主幹	粕谷 明彦	収税課主幹 杉田 裕一
	健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131		

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
部 長	〈委員変更に伴う委嘱状交付〉
会 長	開会の挨拶
司 会	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 17 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。</p> <p>事前に送付しました資料の他に、全部で A 4 の用紙が 3 枚と、冊子が 3 部ございます。</p> <p>1 点目、本日の席次表が 1 枚                  2 点目、運営協議会委員名簿が 1 枚                  3 点目、国民健康保険の概要が 1 部                  4 点目、埼玉の国保 4 月号と 6 月号がそれぞれ 1 部                  5 点目、資料 4 が 1 枚</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>また事前送付いたしました、「次第」と「資料 1～資料 3」はお持ちでしょうか。お持ちでなければ、用意しておりますのでお申し付け下さい。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして 会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>本橋会長よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いします。</p>
司 会	<p>それでは議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、議題 1. 平成 30 年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について、及び、議題 2. その他、ともに平成 30 年第 3 回（9 月）定例会、第 4 回（12 月）定例会の審議に諮るもので未確定の状況にあるため非公開となっております。ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>次に、会議録の記録、確定につきましては、これまでと同様、会議</p>

		<p>録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。</p> <p>また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方法でよろしいでしょうか。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>	
議	長	<p>それでは、ただ今、会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>	
委	員	<p>異議なし。</p>	
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、そのように決定させていただきます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1. 「平成 29 年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について」でございます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>資料 1 国民健康保険特別会計決算（案）をご覧ください。資料の一番下、Mの欄 歳入から歳出を差し引いた額が約 19 億円となっております。こちらについての理由を順に説明したいと思います。</p> <p>まず上の歳入をご覧ください。歳入の①国民健康保険税、こちらの予算現額に対して決算（見込）額の差引が約 3 億 1 千 5 百万円となっております。予算よりも多くの税収があったということになります。この理由としては収納率が大きく上がったことが挙げられます。収税課の努力によるところですが、収納率が現年分 91.36%で前年比 4.44 ポイントの上昇、滞納繰越分が 15.63%で前年比 2.65 ポイントの上昇となっております。収納率の上昇により保険税の収納額が予算よりもかなり上回ることになりました。</p> <p>次に歳入の⑤県支出金です。予算額に比べまして約 1 億 6 千 6 百万円多く入っております。これは県からくる公費ですが、当初の見込みですと、保険給付費がかなり減ったということで、保険給付費に応じて入る財政調整交付金が大幅に減るものとみておりましたが、思ったよりも減りませんでした。県としましても医療費が減ったといっても、被保険者数の減も考慮しなくてはいけないということで調整がされたのではないかと考えているところです。いずれにしても予想を上回る県の交付金があったというところです。</p>

事 務 局	<p>歳入について大きなところはこの二つになりますが、もう一点その他の収入⑫のところをご覧いただきたいと思います。こちらは予算額に対して 1 億 3 千万円ほど増収となっております。こちらにつきましては先ほど説明しました、収納率の向上によりまして、特に滞納繰越分の保険税の延滞金が、このうち 1 億 5 千万円ほどここに入っております。やはり収税課の努力によるものと考えております。</p> <p>合計しますと歳入では予算額を約 4 億 5 千 3 百万円上回る収入となっております。</p> <p>次に下の歳出をご覧ください。上から 2 つ目の B のところ、保険給付費でございます。こちらは医療費に対して保険者が負担するお金ですが、予算額と比較しまして約 13 億 5 千万円ほど少なくなりました。これは被保険者が大幅に減少していることが影響しております。全国的にも同様の傾向がみられまして、一人当たりの医療費は伸びておりますが、国民健康保険の被保険者が大幅に減っております。理由としては社会保険に移行している方が増えたということで、社会保険の適用拡大の影響が表れたものになります。</p> <p>あともう一点ですが、今まで市ではジェネリック医薬品の利用率の向上もしくは糖尿病の重症化を予防する生活習慣病重症化予防事業、それと特定健診の受診率の向上など様々な保健事業を行ってきました。いくら効果があったのかという細かい分析は難しいのですが、これらの事業の効果が医療費削減に表れてきたのではないかと考えております。</p> <p>ちなみにジェネリック医薬品の数量シェアの年度末の率が 72.1%なのですが、一年前の同時期に比べますと約 5 ポイント上回っております。このような保健事業の成果というところも少し医療費の減少に表れているのではないかと考えているところです。</p> <p>歳出の不用額は主に保険給付費が大きな理由になります。予算に対して支出しなかった額が約 13 億 5 千万円になりますが、昨年度につきましても 12 億 6 千万円ほどありました。全体としましては二百数十億の規模がありますので、執行率は 95%を越えており、ほぼ例年通りの状況と言えるかと思えます。</p> <p>歳入から歳出を差し引きました額につきましては、昨年、一昨年は全て一般会計の方に戻しておりました。国民健康保険特別会計は、昨</p>
-------	--

<p>事 務 局</p>	<p>年、一昨年と 20 億円を超える一般会計からの赤字繰入をお願いしている状況であったため、その赤字繰入の額が最終的に余ったという解釈で、全て一般会計に戻す処理をしたものになります。</p> <p>今年度はこの処理を少し変えて、平成 29 年度の医療費の精算分を差し引いたうえで、9 月に一般会計に戻す処理をさせていただきたいと考えています。</p> <p>毎年のことなのですが、医療費に対して国県からくるお金は、概算額で多めにきておりますので、翌年度にこれを精算して、返さなければならぬ分があります。</p> <p>例年この時期に返還金の額は分かっていたものですが、9 月の時点では、年度末における保険給付費の予測が難しいということがありました。このため前年度剰余金がでた場合、一旦精算をして、保険給付費の不足額や、前年度の返還金を追加で一般会計から繰入するような処理をしておりました。</p> <p>ただ今年度からはご承知のとおり国保は広域化になりまして保険給付費に関しては全て県が責任をもって支払ってくれることになり、市町村としては保険給付費の不足への対応は不要となりました。</p> <p>このような理由から、平成 29 年度の剰余金 19 億円から、29 年度の精算分として 30 年度に国に返さなくてはならない約 3 億 5 千万円を引いた額を一般会計にお返しする、すなわち 15 億 5 千万円を一般会計にお返しして残りの 3 億 5 千万円は前年度の返還金に使わせていただく、このような処理を考えているところです。</p> <p>続きまして先ほど被保険者の減少という話をさせていただきましたが、資料 3 をご覧いただきたいと思います。資料 3 の上の表、これは平成 25 年度から平成 29 年度までの被保険者数の推移を示したものです。</p> <p>国保の被保険者数は平成 25 年度から毎年減ってきています。表の一番左側に、被保険者数（全体）の人数、その隣に前年より何人減ったかという数の前年比の人数ですが、これをみますと減少人数が毎年増えていまして、平成 29 年度は前年の 28 年度に比べまして 5,378 人も減っています。</p> <p>これだけ被保険者が減っておりますと、さすがに一人当たり医療費が伸びているとはいえ、全体的な医療費は下がってくる、というような傾向が表れています。</p> <p>その下の 5 年間の増減を見ていただきたいのですが、5 年間で全体で 14,653 人被保険者減っております。その右側につきましては前期高</p>
--------------	--

<p>事 務 局</p>	<p>           齢者以外、つまり 65 歳未満の方がどれだけ減ったかを示しており、15,139 人減っております。さらにその右が前期高齢者、つまり 65 歳から 74 歳の方ですが、5 年間で 486 人の増でほとんど変わっておりません。これはやはり社会保険の適用拡大で、今まで国民健康保険に入っていた現役世代の方が社会保険に移行しているという現象がここに表れているものと考えております。         </p> <p>           この被保険者の減少の影響については、下の右側のグラフを見ると分かりやすいかと思えます。         </p> <p>           上の折れ線グラフが保険給付費の 5 年間の推移を表したものになります。平成 27 年度までは徐々に増えております。         </p> <p>           平成 27 年度は高額薬剤、例えば C 型肝炎の高価な薬、もしくはオプジーボというがんの高価な薬が保険適用されたこともありまして、一時的に医療費が大きく上がっております。その後は薬価の引き下げ、被保険者の減少の影響を受けまして、平成 28 年度は前年度から 6 億円下がっており、さらに 29 年度は 8 億円下がっております。         </p> <p>           次にその下の保険税の折れ線を見てください。平成 27 年度は上がっております。これは税率改正を行ったためです。そのあと平成 28 年度、29 年度と減ってきておりますが、上の保険給付費の減り具合と比較しますと、同じように被保険者の減少があつて保険税にも表れてくるものですが、徴収努力により収納率を上げることで税収の減少が抑えられています。         </p> <p>           最後に資料 2 をご覧ください。国民健康保険特別会計の収支状況を表したものになります。下のグラフをご覧ください。斜め線の入った棒は、実質的な収支、実質的な赤字額を表しているものでして、平成 26 年度の状況が一番悪かったことが分かります。平成 27 年度には税率改正を行い、国からの公費も入ってきましたので、徐々に赤字額が減ってきているのが分かると思えます。         </p> <p>           また、平成 27 年度には税率改正と合わせまして、国の公費 3,400 億円のうち 1,700 億円が入ってきておりますのでもう少し赤字額が減るものと予想しておりましたが、先ほど申し上げたようにこの年は高額な薬剤が出た関係で医療費が上がってしまったため、ここではあまり効果が出ておりませんでした。         </p> <p>           翌年の平成 28 年度に薬価の引き下げが行われたことで、国の公費の投入による赤字削減の効果が表れました。さらに収納率の向上等がありまして、平成 29 年度の決算では実質的な赤字額が 5 億 8 千万円まで         </p>
--------------	---

		減ってきております。  決算の説明につきましては以上になります。	
議	長	事務局より決算の内容についての説明がございました。こちらに對しまして委員の皆さまから質疑またはご意見をいただきたいと思います。	
委	員	資料 3 の被保険者数の 5 年間の増減で、減少理由として社会保険に移動しているのではないかということでしたが、亡くなった人はどれだけ含まれているのでしょうか。	
事	務	局	<p>国保では亡くなった方に葬祭費を支給しておりますので、その推移をみますとそれほど大きくは変わっておりません。死亡により国保の資格を喪失した方はこの 5 年間をみますと約 500 人前後で推移しております。</p> <p>被保険者数の減少理由としては、後期高齢者に移行している方が増えていることや、定年が伸びているということもあると思われます。以前なら 60 歳で定年になり国保に入っていたところが、定年が伸びたことによりそのまま社会保険に留まる方が増えています。</p> <p>また社会保険の適用拡大ですが、5 人以上の従業員のいる事業所については基本的には社会保険を適用しなければいけません、会社も半分保険料を負担しなければいけませんので、やっていないところもかなり多かったです。このため国の方で平成 24 年くらいから規制、指導を厳しくしました。その後、平成 28 年 10 月からは短時間労働者、パートやアルバイトの従業員の方の社会保険加入の基準である労働日数、時間数等をそれまでより減らしまして社会保険に適用できるようになりました。これが大きく影響しているものと考えています。</p>
議	長	その他、ご意見等ありますか。	
委	員	協会けんぽの加入者でいいますと、もともと平成 20 年に 3,500 万人でスタートしました。日本の人口はちょうどそれくらいから減少傾向にあるのですが、加入者は今 3,900 万人になっていますから、全国で 400 万人増えていることになります。埼玉は約 95 万人でスタートしましたが、現在は約 135 万人で 40 万人くらい増えています。ご本人が社会保険に加入するとその扶養者も加入することになりますのでその影響もあって人数の移動がおきています。また健保組合の解散なども協	

	<p>会けんぽが受け皿になりますので、それで増えているというのもあります。パイは減っているのに加入者が増えているということは、どこかが減っているということでしょう。</p> <p>決算で一般会計から繰入していたものがしなくてもいいような状態になってきているのは、健全な財政運営ができていているというように思うのですが、もともとあった赤字削減計画について、このことが計画に影響するのかどうかをお伺いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>赤字解消計画につきましては本市でも作成し、運営協議会にもお示ししたところですが。計画の中では赤字の解消額を、収納率の向上によっていくらか、税率の改正によっていくらか、ジェネリック医薬品利用促進等の保健事業によっていくらか、国からの交付金の獲得によっていくらかというように分けて示しております。収納率の向上は当初の計画ですと年間 3,500 万円程の増収を図るといったような計画でしたので、決算の内容をみますと予算額に比べると 3 億と、一桁違うような増収が図れたということになります。</p> <p>このような成果ができましたので、毎年更新していく赤字解消計画はこれを考慮したものになりますし、後程予定している税率改正などにも影響がでるものと考えています。</p> <p>また、平成 30 年度当初では赤字が約 9 億 5 千万円あるものとみて計画を練っていたところですが、今回の決算では今ご説明したとおり赤字が既に約 5 億 8 千万円に減っておりますので、これも赤字解消計画を大きく変えるような要素になるものと考えているところです。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料 1 その他収入のところ、保険税延滞金、第三者納付金、返納金、雑入などが、被保険者数が減少している状況で確保できたことは評価すべきところだと思います。</p> <p>具体的にはどのようなことを実施したのですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(収税課職員より説明)</p> <p>その他の収入の部分ですが、所沢市の国保については古い税金を多く持っている状況がございました。その中で先ほどの説明にもあった通り、現年分については催告というかたちで納税する方と折衝する機会を多くとることによって収納率を向上することができました。</p> <p>そのうえで古い分につきましては、実際に収入があるのに納税協力いただけない方については、その収入源から収税課の担当者が処分を実施することによって、本税とともに延滞金を徴収することができ、平成 29 年度については一層確保することができたという状況です。</p>

委 員	その他収入で、2 億 1 千万円に上がった保険税の滞納の収入はどれくらいなのですか。
事 務 局	(収税課職員より説明) 国保税の延滞金の税収は平成 28 年度については約 9, 100 万円、29 年度については約 1 億 5, 100 万円になります。
委 員	滞納していたものがどれくらい改善されたのですか。
事 務 局	(収税課職員より説明) 29 年度の滞納繰越分の徴収額は合計で約 8 億 9, 600 万円になります。28 年度の滞納繰越分の徴収額は合計で約 8 億 3, 100 万円になります。約 6, 000 万円の増になります。 延滞金の方でも約 6, 000 万円の増になります。
委 員	かなり改善されていますが、被保険者が減っているのに保険税の収納額が増加したのは収納担当の努力によるものだと思います。
議 長	他にご意見はございますか。 国民健康保険会計決算案の説明の最後にございました、収支残額の約 19 億円の返還の方法についてはいかがでしょうか。 3 億 5 千万円の返還金分を取り除き、残りの 15 億 5 千万円を一般会計に戻すという方法が説明されたわけですが、この点についてはよろしいでしょうか。 もし質問なりご意見がなければ、委員の皆さまよりご了承をいただいたということでもよろしいでしょうか。 それでは意見も質疑もないようですのでご了承をいただいたということで、平成 29 年度の余剰金の取り扱いに関しましては返還金を除いた全額を平成 30 年度の一般会計に繰り入れるということで承認されたものといたします。ありがとうございました。  それでは議題の 1 を終了いたしまして、議題の 2 その他となります。その他の①について、非公開となっておりますので、引き続き議事を進めたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	ご説明いたします。資料 4 をご覧ください。 所沢市国民健康保険出産費資金貸付制度について、になります。 所沢市の国民健康保険の被保険者の方が出産をする際に費用を貸し付けるという制度があります。被保険者の方には最高 42 万円の出産育児一時金が支給されますが、現在ほとんどが産院への直接払いになっております。このため貸し付けを申請するという例はあまりないのですが、まだ直接払いをやっていない産院で出産する場合や、海外で出

事 務 局	<p>産するようなケースでは直接払いができないので、一旦は費用を支払う必要があります。その費用が無いという方のための貸付制度になります。</p> <p>こちらにつきまして、現在 2 件、合計 56 万円回収ができていない分があります。これは 2 件とも平成 19 年に貸し付けたものです。両方とも外国籍の方になります。</p> <p>貸付を受けて出産をしたのですが、本来であれば出産育児一時金が出ますので、そのお金と相殺となるはずだったのですが、この 2 名につきましては、出産日より前に遡って転出してしまいました。今現在は海外に出国しております。</p> <p>出産日にすでに所沢から転出していると所沢の国保被保険者ではないということになってしまい、出産したら支給されるはずの出産育児一時金の申請もできなくなります。市としても支給が出来ないので、貸付金との相殺もできなくなります。</p> <p>これは回収しなければならないものになりますので、なんとか回収をしようとしたのですが、一人の方は直ぐに海外に出られてしまったため回収ができなくなりました。このため入国管理局に再入国がないかどうかなどの調査を行っております。</p> <p>もう一人の方は、東京都や大阪府に点々と住所を変えておりましたが、国民健康保険の加入の手続きを行っておらず、今現在はやはり海外に出国しており、再入国している形跡もありません。</p> <p>こちらの二件につきましては民法上の 10 年の時効も過ぎておりますので、市としても債権放棄をせざるを得ず、不納欠損処理をしたいと考えております。その場合、市議会に諮らなければいけませんので、12 月の定例会に提出することを予定しています。</p> <p>それと合わせまして、所沢市は出産費の貸付制度のための基金をつくっており、基金に積んだお金から貸付を行っております。この基金条例では基金の額を 300 万円としております。</p> <p>最近の貸付の実績をみますと、平成 25 年度に 64 万 8 千円を貸し付けたのを最後にそれ以降は全く貸付がございません。</p> <p>また、56 万円を欠損してしまいますので、その額をどこかで補てんしなくてはなりません。そのようなお金を調達するのもなかなか難しいということで、合わせて基金条例の 300 万円という額についても 100 万円に減額したいと考えております。欠損後の 244 万円と 100 万円との差額の 144 万円の用途については今後検討するものとします。</p> <p>こちらも条例改正になりますので、12 月議会に提出することを考えています。</p> <p>報告となりますが、説明については以上になります。</p>
-------	---

議	長	事務局より、説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様からご質疑、ご意見はございますか。	
委	員	難しいと思いますが、このままにしておくのは適当ではないため、やはり基金の額については減額していただきたいと思います。 100 万円にすることはやむを得ないのではないのでしょうか。	
委	員	貸付申請日、出産日、喪失日の関係がよくわからないのですが。喪失して国民健康保険をやめているのに貸付をしてしまったということでしょうか。	
事	務	局	被保険者②の方で説明しますと、貸付申請日が 12 月 6 日、出産日が 12 月 11 日で、転出して被保険者でなくなったのが貸付日より前なのはおかしいのではという話だと思います。 確かに時系列で言うとおかしな話なのですが、貸付申請日の 12 月 6 日、出産日の 12 月 11 日までは、住民票がまだ所沢市に存在しておりました。10 月 11 日の転出というのは、市民課の調査が入りまして、遡って、もうこの時点ではいなかったという判断のもとに職権で住民票が削除されてしまったということになります。当然それを把握したのは貸付してしまった後になりますので、このような時系列になるかたちとなりました。
委	員	住民票があればもらえるということですか	
事	務	局	国民健康保険の被保険者の資格につきましては住民基本台帳に載っているかどうかになります。社会保険や後期高齢の方は除きますが、住民票に登録があれば、国民健康保険の資格があることになります。この方の場合は遡って住民票が削除されたため、資格を喪失することになりました。
委	員	どこを確認すればこのような貸付がおこらないのでしょうか。	
事	務	局	住民基本台帳を管理している市民課との連携がしっかりできていなかったことが問題であったと考えております。
委	員	今の状態であればまた同じことが起きる可能性が高いのではないのでしょうか。	
事	務	局	今後貸付を行う場合につきましては、国民健康保険の方でも居住実態等の確認をしたうえで貸付を行うといったことが重要だと考えております。
委	員	基金額を 100 万円にすることについては賛成です。 貸付を行うにあたって保証人は必要なののでしょうか。	

事 務 局	特に必要としておりません。申請書についても特に保証人の欄は設けておりません。
委 員	欠損処分案について賛成したいと思います。未返済とならないように、貸付の条件として日本国籍の保証人をたてることなどを検討されてはどうか。
委 員	外国籍の方でも住民基本台帳に記載されるのでしょうか。
事 務 局	外国人であっても一定期間の在留資格が認められている方は住民基本台帳に載ることになっております。
委 員	少し話がそれるかもしれませんが、以前にテレビ番組で、外国の方が日本で婚姻して籍を持っていて、保険に入っており、そのご両親が病気の治療のために日本に来て被扶養者になり、日本の国保を使って何百万円もするような手術を受けている、という話がありました。所沢ではそのようなケースへの対策などあるのでしょうか。
事 務 局	<p>外国の方が国保に加入する際には条件があり、三か月を超えるビザが必要なのですが、医療目的のビザでは国民健康保険の加入資格がありません。</p> <p>しかし例えば留学ビザの場合は加入資格を得ることができますので、70歳を超えるような高齢の方が「留学」目的で日本にやってきて、日本の国保に加入し、その間に必要な治療を全部行っていくというようなケースが考えられます。さらに保険税に関しては、日本での所得が無いので所得割がかかりません。そのうえ軽減がききますので、年間で数万円の保険税を払って保険適用したうえで治療を受けた後国に帰ります。</p> <p>これは不正とは言えないのですが、今、国民健康保険で問題になっております。</p> <p>厚労省の方でもこのことについては問題視しており、今後調査を行っていくと言っておりますので、注視していきたいと考えております。</p>
委 員	貸付基金については条例もそうですが、規則、規定の方でももう少し条件を整備していただけるとよいと思います。
事 務 局	<p>貸付制度につきましては基金を設けているところと、毎年予算計上をしているところがございます。県内ではほとんどの市町村が貸付制度自体は行っております。ただ貸付の実態はほとんどなく、平成 28 年度の実績でいいますと、県内ではさいたま市が 1 件と朝霞市が 1 件、合計 2 件しか貸付がありませんでした。</p> <p>今年度より広域化になりまして、埼玉県内で事務の一体化を図って</p>

	<p>事務処理ワーキンググループを立ち上げ協議しているところです。貸付制度自体が必要なのか、もしくは細部の規定が必要なのか等についても、同じような基準で行っていくものと考えられます。本市の職員もメンバーに入っておりますので、皆さまから頂いた意見も申しあげまして県内の統一が図られた際にはそれに合わせていくことを考えております。</p>
議 長	<p>他にご意見等ありますでしょうか。</p> <p>それでは質疑、意見も出尽くしたようですので、出産費資金貸付制度については、先ほど事務局より説明がありました通り、今後議会の承認を得るということでしたのでご了承をいただきたいと思います。</p> <p>引き続きまして、その他の議題（２）その他でございます。まず委員の皆さまより何かございますでしょうか。</p> <p>なければ事務局からはいかがでしょうか。</p>
事 務 局	<p>その他の（２）その他ですが、まず、今年度の本協議会の日程等をご連絡させていただきます。</p> <p>次回第２回の協議会を、８月１６日（木）に、本日と同じ全員協議会室で１３時１５分から開催予定です。第２回の議題といたしましては、国民健康保険税の法定賦課限度額が上がりましたので、これに合わせる形で本市も引き上げを検討しているところです。これについて市長より諮問を行いたいと思います。</p> <p>続きまして、第３回を１０月２５日（木）に、同じく全員協議会室で１３時１５分から開催予定です。第３回協議会では、第２回に引き続いて賦課限度額の諮問に対してのご協議を行なっていただき、諮問に対する答申を行いたいと考えております。</p> <p>最後に、第４回を２月に実施予定となっておりますが、本年１２月末をもって委員皆様の２年の任期が終了するため、２月は新規委員さんの委嘱式を行わせていただきましたうえで、平成３１年度の予算についてご説明をさせていただきます。</p> <p>今年度は全４回を予定しております。</p> <p>また、今年度４月から国民健康保険制度改革が実施され、都道府県単位での資格管理や、新たな予算体系の中での国保事業費納付金・保険給付費等交付金事務等が開始されました。</p> <p>現在のところは、システム面での運用も含めて、特に大きな支障もなく事務を進めておりますが、引き続き十分な注意を払って取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>

様式第 2 号

議 長	それでは、委員の皆様より、ご質問、ご意見等はございますか。
委 員	〈意見なし〉
議 長	それでは、これにて議題は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
司 会	本橋会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。 最後に、閉会のことばを吉野職務代理よりお願いいたします。
職 務 代 理	閉会の挨拶
司 会	それでは以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。 長時間に渡りお疲れ様でした。
会 長 署 名	